

## 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 ～当面 5 年間（R6～R10）の考え方～

京極町

本町の森林面積は 17,202ha で、総面積の約 75%を占めており、その内町有林は 882ha、町有林を除く一般民有林（私有林等）は 8,062ha あります。

本町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

### 1. 森林整備の推進

本町の私有林等では、そのうち約 5 割（全国：約 3 割）で森林経営計画が作成され、この計画に基づき、所有者自身による整備、あるいは森林組合に委託する等により計画的かつ適切な森林の整備が進められています。一方で、整備が行き届かない森林の所有者に対しては、町が実施する意向調査等により森林の管理状況の把握に努め、意欲と能力のある林業経営者等に森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、森林経営計画を作成している森林については、民間事業者が行う私有林等の森林整備費用を一部補助し、間接的に森林所有者の経済的負担を軽減することで、森林整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止、木材の安定的な供給に貢献する森林整備を推進します。

### 2. 人材育成・担い手確保

町内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は 3 社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあるため、道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）の PR 活動等、新規就業者の安定確保と定着化に向けた取組を推進します。

### 3. 木材利用の促進

町内のカラマツ等の人工林資源が利用期を迎えていることから、町内の公共施設等において木材を有効活用することで、森林資源の持続的な循環利用を推進します。

また、ようてい水源の森づくり推進協議会を主体として取得している SGEC 森林認証を通じた持続可能な森林の経営・管理及び本町の人工林の付加価値向上を推進し、さらなる木材の利用を促進します。

### 4. 普及啓発

地球温暖化や土砂災害の防止等、森林の果たす役割や森林整備の必要性について地域住民の理解を促進させるため、町有林を活用した育樹活動や植樹活動等、木に親しみ、住民同士が交流する活動を推進します。